

尾張旭市児童クラブ待機児童発生時入所選考基準

児童クラブ入所希望者は、次の順位により選考します。

- 1 ア: **1～2年生**は、保護者の状況に関わらず、学年が低い児童
※ 学年が同じ場合は、保護者の状況が下記基準(指数の加算・減算も含む。)において**入所指数の合計が高い**児童
※ 審査時に育成料を3か月以上滞納している世帯(※4)は、学年に関わらず、下記イに含めて選考する
イ: **3年生以上**は、学年に関わらず、保護者の状況が下記基準(指数の加算・減算も含む。)において**入所指数の合計が高い**児童
2 入所指数の合計が同じ場合は、**月の就労時間^{※2}(父母のうち少ない方)の合計が多い**児童
3 月の就労時間が同じ場合は、その保護者の**就労後の迎え時間と基準時間との差が大きい**児童
4 保護者の就労後の迎え時間と基準時間との差が同じ場合は、**学年が低い**児童
ただし、前年度サポート保育対象児童等、配慮が必要な児童については、別途判断する。

◆ 点数区分1

番号	要件	保護者の状況(父母のうち、就労時間が短い又は就労要件以外の保護者)	入所指数
1	労働状況等(※1)	7時間以上/日、20日以上/月	5
		7時間以上/日、16日以上20日未満/月	4
		4時間以上7時間未満/日、20日以上/月、または7時間以上/日、16日未満/月	3
		4時間以上7時間未満/日、16日以上20日未満/月	2
		4時間以上7時間未満/日、16日未満/月	1
		就学(上記の労働状況の各項目点から－1)	
2	病気等	保護者が身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定または精神障害者保健福祉手帳1級で、常時観察と介護が必要な場合	8
		保護者が身体障害者手帳3級以下、療育手帳B判定以下または精神障害者保健福祉手帳2級以下で、日常生活に著しく支障がある場合	6
3	介護	寝たきり者、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定または精神障害者保健福祉手帳1級の介護が必要な場合	6
		上記以外の介護(月16日以上(の病院付き添いを含む))	5
		介護の状況が明らかに養育に欠けると認められる場合	4
4	出産その他	出産(前後各8週間)	8
5		上記に定めるもののほか、市長が児童の養育に欠けると認める場合	

◆ 点数区分2

番号	要件	状況(※就労要件のみ指数加算) 基準時間は14:00	入所指数
1	就労要件	就労後の迎えの時間と基準時間との差(4時間以上)	+5
2		就労後の迎えの時間と基準時間との差(3時間以上～4時間未満)	+4
3		就労後の迎えの時間と基準時間との差(2時間以上～3時間未満)	+3
4		就労後の迎えの時間と基準時間との差(1時間以上～2時間未満)	+2
5		就労後の迎えの時間と基準時間との差(1時間未満)	+1
6		求職中	+1

◆ 点数区分3

番号	状況	入所指数
1	母子・父子世帯	+3
2	生活保護世帯	+2
3	育児休業明け	+1
4	帰宅時間が15時以前	－2
5	求職中	－2
6	65歳以上の祖父母との同居(※3)	－1
7	尾張旭市教育委員会区域外就学・指定学校変更の許可基準1により区域外就学をしている児童	－1
8	審査時に育成料を3か月以上滞納している世帯 (※4)	－3

点数区分1～3の総合計で判定を行います。

- ※1 父母のうち就労証明書の就労状況の**最も低いもの**で算出(ただし、就労時間・就労日数については原則**最長のもの**で判定)
就労要件の場合のみ点数区分2の指数を加算する。
就労要件以外の父母がいる場合は、その保護者の状況にて算出(父母とも就労要件以外の場合は、その点数の低い方)
※2 月の就労時間合計の計算方法:勤務日数×勤務時間
※3 65歳未満の祖父母がいる場合、就労証明書等の提出が必要。65歳以上の祖父母の場合、提出不要。
ただし、65歳以上の祖父母で就労要件を満たす就労証明書の提出があった場合、減算(－1)の対象外とする。
※4 失業・罹災等やむを得ない事由による場合には、指数調整を適用しないものとする。